

# 香川県職員（公衆衛生医師）募集案内

平成 23 年 8 月 1 日  
香川県健康福祉総務課

香川県職員採用（平成 24 年度採用）のための選考を次のとおり行います。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
医師	1 名程度	本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、公衆衛生に関する業務に従事します。

## 2 応募資格

次の①～④をすべて満たす者

- ①昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- ②日本国籍を有する者
- ③医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師免許を有する者。ただし、平成 16 年 4 月 1 日以降に医師免許を申請し、医師免許を取得した者にあつては、平成 24 年 3 月末日までに同法第 16 条の 2 の臨床研修を修了した者又は修了見込みの者に限る。
- ④地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者

## 3 選考の方法等

選考・検査種目	内 容
面接	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

## 4 選考申込み

下記の提出先に連絡し、次の書類を提出してください。

- ・履歴書（市販の履歴書を使用し、必ず写真を貼付）
- ・医師免許証の写し
- ・公衆衛生、健康政策等に関する 2,000 字程度の小論文

なお、可否に関わらず、提出書類は返却しません。

**提出期限：随時**（採用候補者が決まった場合は、締め切ることがあります。）

**提出先：香川県健康福祉部健康福祉総務課（医師募集担当）**

香川県高松市番町 4 - 1 - 10

電話 087-832-3252

## 5 選考実施日、実施場所及び合格発表

受付を行った者に対し、別途通知します。

## 6 採用日

原則として平成 24 年 4 月 1 日とします。

## 7 勤務条件

### ①給与

・香川県の職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第 5 号）等により支給します。

◎給与は、平成 23 年 4 月 1 日現在で次のとおりです。

＊給与約 500,000 円（医師としての実務経験が 11 年の場合）

＊経歴（上位の学歴又は職務経験）により増減されることがあります。

＊上記の給与のほか、諸手当として、

初任給調整手当 306,000 円（上限）

期末・勤勉手当（1 年間に給料月額などの 3.89 月分）

扶養手当（配偶者 13,000 円、子等 6,500 円）

通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

### ②勤務時間、休日

・勤務時間は、原則として 1 週 38 時間 45 分です。

・休日は、原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始の日（12 月 29 日から 1 月 3 日）です。

### ③休暇等

・有給休暇として、年間 20 日（採用年は、採用時期に応じ付与。）の年次休暇のほか、結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。

・3 歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

## 8 お問い合わせ先

受験手続その他については、香川県健康福祉部健康福祉総務課へお問い合わせください。

電話 087-832-3252

E-mail [kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp)